

鳥取中部地震で被害を受けた法面の復旧について（回答）

- 提出者：湊町自治公民館
- 受付日：平成 30 年 4 月 12 日
- 回答日：平成 30 年 5 月 18 日

1.畑下の法面について

要望のありました法面につきましては、平成 28 年 10 月に発生した鳥取県中部地震発生時に亀裂と法肩の沈下が発見され、降雨により被害の進行が予想されるために緊急的に当課でブルーシートの養生を行い、亀裂と沈下の進行を防ぐ対策を実施したものです。その後、平成 29 年 6 月末までその変状の観察を行い。変化が見られなかったため亀裂と法肩の沈下の進行は無いと判断いたしました。

また、該当地は緩い斜面であり、また斜面下に人家が無いため国・県の補助を受ける斜面復旧事業については事業対象外となります。地権者により対応をお願いします。

【回答：建設課 Tel 22-8169】

2.駐車場下の法面について

土地所有者において、倉吉市被災宅地擁壁等復旧事業補助金を活用しての復旧をお願いします。なお、土地所有者からは補助金交付申請書を提出いただき、既に交付決定を行っています。

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】